

引っ越し・就職～

各種届出・証明書請求はお忘れなくお早めに



愛犬には登録と予防注射を

生後9日以上の飼犬には、狂犬病予防法により1回の狂犬病予防注射を年1回の登録が義務付けられています。どの会場でも登録と注射をすることができます。また、当日会場へお越しになれない方は、(社)京都市獣医師会員の動物病院においても予防注射(注射済票・鑑札)の交付を行っていますので必ず受けつけてください。

日	時間	会場	A	B	C	D
4月4日(月)	A	梅小路小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
5日(火)	B	西大路小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
	C	七条第三小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
	B	洛友中学校 (元都文中学校)	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
6日(水)	C	醒泉小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
	A	七条小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
7日(木)	B	光徳小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
	C	淳風小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
	B	洛央小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
8日(金)	C	元成徳中学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
	B	元崇仁小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
11日(月)	C	元六条院小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
	B	元有隣小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
12日(火)	C	元植柳小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
	B	元有隣小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
13日(水)	C	元植柳小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
	B	元有隣小学校	午後2時～2時45分	午後2時～2時45分		
17日(日)	D	※下京保健センター	午後3時～4時	午後3時～4時		

※平成22年4月1日から保健所は「保健センター」に改称しました。

狂犬病と予防注射

狂犬病は、発症するとほぼ100%死亡する、人と動物に共通する病気であり、世界では年間に約5万5千人の人が死亡しています(世界保健機関推計)。日本国内では、人は昭和29年、動物では昭和32年を最後に発生がありません。現在、日本は狂犬病の発生のない国ですが、輸入感染事例として、狂犬病流行国で犬に咬まれた人が帰国後に狂犬病を発症した事例が、昭和45年に1例、平成18年に2例ありました。日本国内での狂犬病の発生・蔓延を未然に防ぐためにも、年に1回、必ず愛犬に予防注射を受けさせましょう。

異動があったとき				
主な届出の種類	いつまでに	持参するもの	窓口	
住所の変更	市外から転入	住所を定めた日から14日以内	転出証明書	市民窓口課 (☎371-7191、371-7192)
	市外へ転出	転出の日までに	印鑑、届出人確認書類(※)、本人・世帯主以外の場合は委任状	新住所の市民窓口課・出張所
	市内で異動	住所を定めた日から14日以内		
外国人の方の住所変更	(本人及び新住所地の同一世帯の家族以外の方は手続きできません)		外国人登録証明書	新住所の外国人登録担当課(前住所地への届出は不要)
印鑑登録	転出届により自動的に登録抹消となります。新住所地で登録申請してください。市内での住所変更の場合は、印鑑登録を引き続き使用することができます。		印鑑、運転免許証等官公署発行の写真身分証明書(即日発行の場合)、届出人確認書類(※)、本人証を引き続き使用することができます。	新住所の印鑑登録担当課
国民健康保険	市外から転入	異動日から14日以内	印鑑、本人確認書類(※)	保険年金課 (☎371-7252)
	退職等で加入		資格喪失証明書	
	市外へ転出		保険証	新住所の保険年金課
	就職等で資格喪失		職場の健康保険証	
区内で異動	保険証、印鑑			
国民年金	加入者	市外から転入	年金手帳	保険年金課 (☎371-7254)
	受給者	退職等で加入	資格喪失証明書等	
		市外へ転出	届出不要(新住所地で届出)	
受給者	新住所地所管の年金事務所へ住所変更届(新住所の年金担当課にて配布)を送付			
介護保険(65歳以上の方)	市外から転入	異動日から14日以内	印鑑、本人確認書類(※)、受給資格証明書(認定を受けている場合)	福祉介護課 (☎371-7228)
	市外へ転出		印鑑、介護保険被保険者証、各種減額証(お持ちの方)	新住所の福祉介護課
	市内で異動			
その他の届出	◎後期高齢者医療制度→保険年金課 (☎371-7252) ◎老人医療、母子家庭等医療、障害者医療、子ども手当、子ども医療→福祉介護課 (☎371-7216) ◎身体障害者手帳、療育手帳、特別障害者手当→支援課 (☎371-7217) ◎児童扶養手当→支援課 (☎371-7218)			

証明書の発行			
証明書の種類	持参するもの	窓口	
住民票など	住民票の写し、住民票記載事項証明、登録原票記載事項証明、印鑑登録証明	請求人、申請人確認書類(※)、同一世帯の方以外の場合は委任状、印鑑登録証	市内すべての区役所・支所の市民窓口課、出張所(一部)、証明書発行コーナー
各種税証明	所得証明、課税証明、評価証明、納税証明(市・府・民営、法人市民税、固定資産税)	請求人・申請人確認書類(※)、代理人・同居していない家族などの場合は委任状、納税通知書、代表者印(法人の場合)	市内すべての区役所・支所の市民税課(課税課)
	納税証明(軽自動車税)		資産所在地の区役所・支所の市民税課(課税課)
	住宅用家屋証明	印鑑、その他必要書類	

※確認書類…運転免許証やパスポートなどの本人または届出人、請求人、申請人であることを証明する書類
京都市情報館(ホームページ)から各種申請書をダウンロードできます。
<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000013334.html>

☐…3月20日・27日、4月3日の日曜日にも、区役所・支所を臨時開所して行う業務。ただし、他都市への照会が必要な場合など、お取り扱いできないことがあります。

仮ナンバー

(自動車臨時運行許可番号標)の取扱場所が変わります

～4月から証明書発行コーナーでの取扱いとなります～

自動車の新規登録などの際に使用する仮ナンバー(自動車臨時運行許可番号標)については、3月31日をもって区役所・支所の市民税課または課税課での取扱いを終了し、4月からは証明書発行コーナーでの取扱いとなります。ご注意ください。

なお、区役所・支所で貸与した仮ナンバーの返納は、区役所・支所で受け付けます。

☎ 市区政推進課 (☎222-3085)



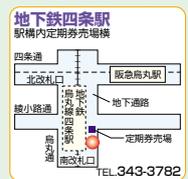
証明書請求は、ターミナル証明書発行コーナーが便利です

開所時間 平日午前8時30分～午後7時、土・日曜日午前8時30分～午後5時(祝日・振替休日・国民の休日、12月29日～1月3日を除く)
税関係証明書の取り扱い

平日午後5時から7時及び土・日は即日発行ができません。受付のみを行い、交付は翌開所日(土・日を除く)以降になります。
※戸籍謄・抄本、広域交付住民票の写しなどの証明や印鑑の登録、戸籍関係届出、住所異動などの申請手続きは取り扱っていません。

☎ 市区政推進課 (☎222-3085)

○ 下京区内のターミナル証明書発行コーナー



○ 下京区外のターミナル証明書発行コーナー



平日の午後7時まで、土・日・日もOK!